

さいたま市立■■■■中学校いじめ重大事態調査報告書

さいたま市立■■■■中学校いじめ対策委員会

令和8年5月1日

はじめに

本調査報告書は、さいたま市立[]中学校1年[]組の生徒である[]() (以下「当該生徒」) が1年[]組の生徒である[]() (以下「関係生徒A」) 及び1年[]組の生徒である[]() (以下「関係生徒B」) から受けたとされるいじめ事案について、いじめ防止対策推進法(以下「法」) 第28条第1項の規定に基づき、まとめたものである。法第22条の規定並びにさいたま市立[]中学校いじめ防止基本方針に基づいて設置された、さいたま市立[]中学校いじめ対策委員会(以下「委員会」という。)が、当該生徒の保護者の意向を踏まえ、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則って行った。

なお、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」2頁、6頁記載のとおり、本校の課題点を明確にし、支援策や再発防止策を策定するため、法第23条第2項に基づく調査に係る調査資料の再分析をさいたま市スクールロイヤーに依頼し、調査報告書としてまとめたものである。

1 事案の概要

(1) 該当生徒

当該生徒 1年[]組、[]

関係生徒A 1年[]組、[]

関係生徒B 1年[]組、[]

(2) 事案の対象

当該生徒は、令和5年8月29日(火)より3日間にわたり、関係生徒A、Bから頭部を叩かれた。

(3) 当該生徒の状況及び欠席期間等

当該生徒は、関係生徒A、Bからの行為により、令和5年9月1日(金)から休みが続いた。また、当該生徒保護者より、令和5年9月2日(土)に[]を受診し、[]と診断を受けたとの話があり、令和5年9月5日(火)に当該生徒保護者から診断書を受け取った。

(4) 当該生徒との関係性

ア 関係生徒Aは、当該生徒と同じ小学校の出身だが、特にトラブルはなく、同学級に所属する生徒だけでの関係であり、特に親しいわけではなかった。

イ 関係生徒Bは、中学校からの関係であり、特にトラブルはなく、同学級に所属する生徒というだけの関係で、特に親しいわけではなかった。

(5) 事案の覚知からいじめ認知の経緯

令和5年9月1日(金)9時00分頃、校長が、教頭より、当該生徒の保護者から関係生徒A、Bから受けた行為により、当該生徒は欠席するとの連絡があったとの報告を受け、同日、関係生徒A、Bに聴き取りを行った後、委員会を開催し、いじめと認知した。

(6) 重大事態として対応を行った経緯

令和5年9月1日（金）いじめ対策委員会で検討した結果、当該生徒は、関係生徒A、Bからの行為により、不登校となっていることから、不登校重大事態の疑いがあり、また、心身に重大な被害が生じた疑いがあるものと判断した。令和5年9月25日（月）校長が、さいたま市教育委員会へいじめ重大事態の発生について報告をした。

2 調査の概要

(1) 調査した主体と構成員

ア 主体 委員会

イ 構成員 委員長 校長

委員 教頭、生徒指導主任、1学年職員■名、養護教諭、さわやか相談員
スクールカウンセラー

(2) 調査方法

委員会で検討をした上で、当該生徒保護者に確認の上で調査を行った。

ア 当該生徒からの聴き取りについて

イ 当該生徒の保護者からの聴き取りについて

ウ 関係生徒A、Bからの聴き取りについて

エ その他の生徒からの聴き取りについて

オ アンケートの実施

3 調査結果

(1) 当該生徒からの聴き取りについて

令和5年9月1日（金）1学年主任が、当該生徒の自宅へ家庭訪問し、当該生徒から聴き取りを行った内容

ア 関係生徒A、Bから、令和5年8月29日から3日間にわたり頭部に手を置き、その上からもう片方の手で強く叩かれた。

①令和5年8月29日（火）8時50分頃、当該生徒は、教室で、関係生徒Aから頭頂部を左手で抑えられ、その上から右手のひらで1回強く叩かれた。

②8月30日（水）13時00分頃、当該生徒は、教室で、頭部をたたかれないように頭部を守っていた両手を、関係生徒Bに後方から抑えられた状態で、関係生徒Aから頭頂部を左手で抑えられ、その上から右手のひらで2回、その後、関係生徒Bから頭頂部を左手で抑えられ、その上から右手のひらで3回強く叩かれた。さらに、関係生徒Bから、当該生徒の氏名と性的な言葉をつなげて、卑猥な言葉を浴びせられた。

③8月31日（木）13時00分頃、当該生徒は、教室で、関係生徒Aから頭頂部を左手で抑えられ、その上から右手のひらで1回強く叩かれた。

イ 暴力により、首を痛め、強い頭痛がある。

ウ 同級生で止めてくれる人は、一人しかいなかった。

(2) 当該生徒の保護者からの聴き取りについて

令和5年9月1日（金）及び5日（火）に於いて当該生徒保護者から、教頭と当該生徒の学年主任が聴き取った内容

ア []を受診し、[]と診断された。

イ 3日間にわたり、同学級の男子生徒2名から、頭部を強く叩かれた際の状況。

ウ 当該生徒と関係生徒A、Bと座席が近い生徒から聴き取りをしてほしい。

エ なぜ、一方的に攻撃してきたのか知りたい。

(3) 関係生徒A、Bからの聴き取りについて

令和5年9月1日（金）当該生徒の学年担当教諭が、関係生徒A、Bから聴き取った内容

ア 9月1日（金）午前中の聞き取り

関係生徒Bは、8月29日（火）のお昼休みに関係生徒Aと当該生徒の頭部に手を置いて1回叩いた。

関係生徒Aは、8月30日（水）のお昼休みに頭部に手を置いて1回叩いた。

イ 9月1日（金）放課後の聞き取り

(ア) 当該生徒と事実確認を行ったところ、叩かれた強さ、叩かれた回数、叩かれた日数に相違があり、再度関係生徒A、Bに聴き取りを実施した。

(イ) 関係生徒A、Bに再度聞き取りをしたところ、覚えていない、忘れてしまったと答えた。

関係生徒A、Bに順を追って確認した所、8月29日（火）教室で、関係生徒Aは頭頂部を1回叩いた。

8月30日（水）教室で、関係生徒Bは後方から抑えた状態で、関係生徒Aは頭頂部を2回、その後、関係生徒Bは頭頂部を左手で抑えて3回叩いた。また、関係生徒Bは、当該生徒の氏名と性的な言葉をつなげて、卑猥な言葉を浴びせた。

8月31日（木）教室で、関係生徒Aは頭頂部を1回叩いた。

(ウ) 関係生徒A、Bは、当該生徒の頭部を叩いた理由について、自身の気持ちを優先し、当該生徒の気持ちを考えずに行為に及んでしまったこと、また、当該生徒が近くにいたからやってしまったと述べた。

(4) その他の生徒からの聴き取りについて

当該生徒の学年担当教諭が、当該生徒保護者からの聴き取りで挙げた同級生1名から聴き取りを行った。

ア 当該生徒を叩いていた関係生徒AとBにやめるよう口頭で注意した。

イ 関係生徒A・Bが叩いているのを見ていたので口頭で止めに入ったが、同級生も関係生徒Bに頭部を2～3回叩かれた。

(5) アンケートの実施

令和5年9月1日（金）当該生徒が、関係生徒A、Bから暴力行為を受けたことについて、当該生徒の学級の生徒を対象にアンケートを実施した。

ア アンケートの回答者数

第1学年 []組生徒 36名中30名

イ アンケートの内容

(7) 質問1 今回の件に関して、何か知っていることを書いてください。(自由記述)

- a. 頭部をたたいているのを見た…3名
- b. 一緒にいるところは見たが、普通に話をしているだけだった…1名
- c. 当該生徒が休んでいる理由は、関係生徒A、Bが頭部を叩いたからだと言った…1名
- d. その他…3名 (周りで見ていて叩かれた生徒1名を含む)
- e. 知らない…22名

(イ) 質問2 今回の件をどう思いますか。(自由記述)

- a. 良くないこと、あってはならないこと。
- b. 近くにいたのに、注意をできなかった。注意をしていきたい。
- c. 気付かなかった、気付いてあげられなかった。
- d. もっと周りに対して視野を広げなくてはいけない。
- e. クラス目標の「一致団結」ができていない。
- f. 当該生徒が心配。

4 いじめの認知等

(1) いじめの定義について

平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同法第2条において、「いじめ」は「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

(2) いじめの有無の判断

当該生徒が、令和5年8月29日（火）より3日間にわたり、関係生徒A、Bから頭部を叩かれた行為について

(結果)

令和5年9月1日（金）委員会は「いじめ」と認知。

(理由)

当該生徒と関係生徒A、Bからの聴き取り内容から、叩いたという行為が一致したこと、また複数日にわたってそのような行為が行われたことにより、心身ともに苦痛を感じさせたものと判断できる。

(3) 心身に重大な被害を生じた行為

当該生徒は、関係生徒A、Bから受けた行為により、令和5年9月2日（土）医療機関を受診し、XXXXXXXXXXとの診断を受けている。その後、令和6年4月5日（金）XXXXXXXXXXを受診し、XXXXXXXXXXの診断を受け、令和6年8月2日（金）より、入院治療を行った。これらのことから、関係生徒らの行為は、当該生徒が、心身ともに苦痛を感じたことの裏付けとなる。

(4) いじめと不登校との因果関係

生徒Bの保護者に対しては、改めて今回の案件についての状況確認、当該生徒への謝罪について説明した。その後、謝罪の場を設け行った。

(7) 9月12日(火)

教頭は、当該生徒保護者より、XXXXXXXXXXの診断結果と治療を継続することについて連絡を受けた。

(8) 9月13日(水)

ア 教頭は、当該生徒の保護者へ連絡し、さわやか相談員を紹介した。その場で、さわやか相談員と代わり、当該生徒保護者と電話で話をした。

イ 当該生徒の担任は、家庭訪問を行い、当該生徒の様子を確認した。また、当該生徒保護者が、埼玉県XXXXXXXXXX警察署に被害届を提出したことを確認した。

(9) 9月15日(金)

教頭は、当該生徒保護者へ連絡を入れ、19日(火)より、オンライン授業(5教科のみ)を開始すること、また、当該生徒保護者に週1回の電話連絡を入れること、担任が家庭訪問することについて承諾を得た。

(10) 9月25日(月)

校長は、教育委員会にいじめの重大事態発生の報告をした。

(11) 9月28日(木)

ア 教頭、担任は、当該生徒と当該生徒保護者が来校した際、現在の健康状態や当該生徒の心境を確認した。

イ 埼玉県XXXXXXXXXX警察生活安全課から警察署員が2名来校し、当該生徒立会いの下、実況見分を実施した。

ウ 担任は、当該生徒と面談を行い、現在の心境、学級への対応や席替え後の当該生徒の場所などを確認した。

(12) 10月16日(月)

当該生徒は、いじめによる怪我等で欠席日数が30日となった。

(13) 11月6日(月)

教頭は、当該生徒保護者と学校で面談し、当該生徒の健康状態や心境を確認した。

(14) 11月24日(金)

教頭は、当該生徒保護者に電話連絡し、当該生徒の健康状態を確認し、また、2学期の成績について評価できる成果物一覧表を担任が持参する旨を伝えた。

(15) 12月8日(金)

教頭は、当該生徒保護者に連絡をとり、当該生徒の健康状態を確認し、実技教科のオンラインでのテスト等の実施有無の確認をした。

(16) 12月13日(水)

教頭は、当該生徒保護者に電話連絡をとり、当該生徒の健康状態を確認し、8日(金)に実施された学級討議の内容(今回のいじめと向き合う、相手を思いやる行動)について、報告をした。また、学級の生徒一人ひとりが当該生徒に向けて手紙を書き、担任が届ける旨を伝えた。

(17) 12月25日(月)

教頭は、当該生徒宅へ家庭訪問し、当該生徒保護者と当該生徒の健康状態を確認し、
の診断書を受け取った。診断名は
であり、と記載があった。

(18) 令和6年1月23日(火)

教頭は、当該生徒保護者に電話連絡をとり、当該生徒の通院結果を確認した。また、当該生徒保護者が、29日(月)に来校する旨を確認した。

(19) 1月26日(金)

当該学年に対して、スクールロイヤーによる「いじめ」についての講演を開催した。

(20) 2月2日(金)

ア 教頭は、当該生徒保護者と面談し、年末年始の当該生徒の心身の状態を確認した。また、2月中に
を受診する予定について確認した。

イ 教頭は、当該生徒保護者に、関係生徒A、Bが、改めて謝罪したいと申し出があることについて伝えた。

(21) 3月8日(金)

教頭は、当該生徒保護者に電話連絡をとり、当該生徒の健康状態を確認し、当該生徒保護者から2月に予約が取れなかった
を4月に受診することについて確認した。

(22) 3月29日(金)

校長及び教頭は、当該生徒宅へ家庭訪問し、当該生徒保護者に対して、今回のいじめの案件について、当該生徒が登校するに至らなかったことについて謝罪した。また、来年度に向けての学級編成や学校の対応について再度検討する旨を伝えた。

(23) 4月8日(月)

ア 担任及び学年主任は、当該生徒宅へ家庭訪問し、当該生徒保護者に、当該生徒の健康状態を確認し、新担任の報告と年度初めの挨拶をした。

イ 学年主任は、当該生徒保護者に、学校からの「当該生徒への対応について」の文書を渡した。

ウ 担任は、当該生徒保護者から、4月5日(金)に
を受診した当該生徒の診断書を受け取った。

診断名は
であった。

(24) 4月10日(水)

教務主任は、当該生徒宅へ家庭訪問し、当該生徒と面会し、健康状態を確認した。

(25) 4月15日(月)

新年度のオンライン授業を開始した。

(26) 4月22日(月)

ア 教頭は、当該生徒保護者に電話連絡をし、当該生徒の健康状態を確認するとともに、新年度の挨拶をした。また、着任した校長との家庭訪問の日程を確認した。

イ 教頭は、4月5日(金)の当該生徒の通院結果を確認した。

(27) 4月26日(金)

校長及び教頭は、当該生徒宅へ家庭訪問し、当該生徒保護者に、新年度の挨拶を行うとともに、当該生徒について、今後も継続した対応をとっていく旨を伝えた。

(28) 5月10日(金)

教頭は、当該生徒保護者に電話連絡をし、当該生徒の5月7日(火)の当該生徒の通院結果を確認した。

(29) 5月13日(月)

ア 担任・教務主任は、当該生徒宅へ家庭訪問し、当該生徒保護者に、当該生徒の健康状態を確認し、中間テストの質問・答案用紙を渡した。

イ 担任は、関係生徒2名の状況について報告をした。その際、文書にして渡すことを確認した。

(30) 5月31日(金)

ア 教頭は、当該生徒保護者に電話連絡をとり、当該生徒の5月28日(火)の当該生徒の通院結果を確認した。

イ 教頭は、関係生徒2名の謝罪について、当該生徒保護者が、強い意志をもった対応を考えている旨があることを確認した。

ウ 教頭は、当該生徒が、昨年度同じ学級だった女子生徒へ向けて手紙を書いていることを確認した。

(31) 6月3日(月)

ア 担任・教務主任は、当該生徒宅へ家庭訪問し、当該生徒の健康状態を確認するとともに、配付物等を渡した。

イ 担任・教務主任は、当該生徒が昨年度同じ学級だった女子生徒に向けて書いた手紙を預かった。

ウ 担任・教務主任は、当該生徒が登校したいと思っていることと、当該生徒保護者は、関係生徒2名がいる状況では、校内で当該生徒と関係生徒が会ってしまう可能性があり、当該生徒の中で ██████████ してしまう恐れがあるため、登校させられないと考えている旨を確認した。

(32) 6月7日(金)

教頭は、当該生徒保護者に電話連絡をし、当該生徒の健康状態を確認した。また、当該生徒が学校へ行かなければいけないという気持ちをもっている旨を確認した。

(33) 6月18日(火)

教頭は、当該生徒保護者からの電話連絡で、6月18日(火)の当該生徒の通院結果を確認した。

(34) 7月17日(水)

教頭は、当該生徒保護者からの電話連絡で、7月16日(火)の当該生徒の通院結果を確認し、入院治療となった旨を確認した。

(35) 7月22日(月)

教頭は、当該生徒保護者との電話連絡の中で、当該生徒の健康状態を確認し、8月2日(金)に当該生徒が ██████████ に入院する運びとなったことを確認した。

(36) 8月5日(月)

教頭は、当該生徒保護者との電話連絡の中で、当該生徒の健康状態を確認し、 ██████████ を進めていることを確認した。

(37) 8月28日(水)

教頭は、当該生徒保護者との電話連絡の中で、当該生徒の健康状態を確認し、9月から[]に[]ことを確認した。

(38) 9月12日(木)

教頭は、当該生徒保護者との電話連絡の中で、当該生徒の健康状態を確認し、9月17日(火)より[]することを確認した。

以上の、法第23条第2項に基づく調査に係る調査結果及び本校の対応について、さいたま市スクールロイヤーによる検証、助言を受け、課題点を明らかにした。以下に、その課題点と、生徒への支援策及び再発を防ぐための取組を記す。

6 課題点

- (1) 早期に「いじめ」として認知し、重大事態に該当することを想定しながら対応していたが、当該生徒が[]のため、自宅安静を余儀なくされた。そのような状況の中、学校として事実確認と関係生徒への指導後すぐに謝罪の場を設けたが、時期早尚であった。当該生徒や当該生徒の保護者の御意向を丁寧に確認して、関係生徒の発達段階に応じた指導をしてから、謝罪の場を設定する必要があった。
- (2) 関係生徒が、自身の気持ちを優先し、当該生徒の気持ちを考えずに行為に及んでしまったことから、「さいたま市[]中学校いじめ防止基本方針(以下:基本方針)」「Ⅴ いじめの未然防止」に示されている「2 道徳教育の充実」「いじめをしない、許さない」資質を育むために道徳教育の充実に努め、あらゆる教育活動の場面において心の育成を行う。」ことや「3 人権教育の充実」「人権問題、同和問題の正しい理解を図り、人権を尊重する姿勢を育む。思いやりのある心を育てる集団作りに努める。」ことが不十分であった。
- (3) 休み時間に起きた行為であるが、関係生徒の行為を見ていた生徒が、教職員へ、いじめが発生しているとの報告がなく、結果的にいじめの発見が遅れてしまったことから、基本方針「Ⅱ 本校のいじめの問題に対する基本姿勢」に示されている「いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気・体制づくり(一部抜粋)」が不十分であった。
- (4) 当該生徒、当該生徒保護者への謝罪の場を設定したが、関係生徒からの謝罪は受け入れることはできないとの話があったことから、関係生徒に対して、形式的な謝罪ではなく相手に伝わるような心からの謝罪とはどのようなものか、謝罪の際の話し方等について、事前に説明指導、助言を的確にすることができず、「いじめ防止対策推進法」に示されている「いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言(一部抜粋)」が不十分であった。

7 課題点を受けた再発防止

(1) 当該生徒への支援策

- ア 週1回、教頭が、当該生徒の保護者へ家庭連絡をし、当該生徒の様子を確認し、学校からの連絡事項等を継続して伝えていく。
- イ 週1回、当該生徒の担任が、家庭訪問を実施し、生徒の様子、保護者からの状況確認、学校か

らの連絡事項、配付物を届ける。

ウ 学びの支援に向け、朝の会から帰りの会まで、オンラインを活用した学習指導を実施していく。

エ 放課後30分間、5教科（国語、数学、社会、理科、G・S）の補習授業を実施していく。

オ 当該生徒が安心して学校生活を送れるよう、学年職員で、休み時間や昼休みの時間、複数体制で見守りを実施していく。

(2) 再発を防ぐための取組

ア いじめの対応について、学校のいじめ防止基本方針に則り、被害生徒を守り抜くという強い決意と姿勢を貫き、被害生徒や被害生徒の保護者に徹底的に寄り添って信頼関係を構築すること、その中で、被害生徒や被害生徒の保護者の意向を丁寧に確認しながら学校の対応に反映させることに努めていく。また、加害生徒に対しては、犯罪行為に相当する事案を含むいじめの対応について、関係機関と連携し毅然とした指導を貫くこと、さらに、謝意が十分伝わるような謝罪の指導を行い、加害生徒の変容を促したのちに適切なタイミングで謝罪の意向を伝えていくことに努める。⇒6(1)

イ 学年会を通して、再発防止に向けた学年の方針（人に対しての思いやり、人に嫌がることをやめる等）を明確にし、学年職員が共通認識のもと、生徒に対して、共通指導を徹底する。また、その方針を学級会活動・学年集会等を通じて生徒と共有し、生徒一人ひとりの道徳心や倫理観の醸成を目指す。⇒6(2)

ウ いじめを受けた生徒及びその保護者の困り感を把握した教職員は、一人で抱え込まず、速やかに、管理職に報告できるようにする。また、疑わしい事案が発生した場合、校長は迅速に委員会を開催し、情報を共有し、調査方針、指導方針を検討する。⇒6(3)

エ 指導主事やスクールロイヤーによる研修を通して、いじめを覚知した際には、迅速かつ丁寧な聴き取りを行い、正確な情報を集め、事実確認を行う。収集した情報に基づき、いじめを行った生徒に対して、然るべき指導を徹底して再発防止に努める。さらに、いじめを受けた生徒が、安心して学校に登校できる環境を整える。⇒6(4)

オ 日々の再発防止策として、以下のことを行う。

(ア) 本案件について、生徒指導委員会や職員会議等で原因分析し、再発防止の研修会を全教職員で実施する。

(イ) 担任のみならず、全ての教職員が日頃から生徒の人間関係を注視し、小さなサインを見逃すことなく、声掛けや相談に応じるなどを行い、人間関係の悩みや不安の早期発見に努める。

(ウ) 当該学年に対して、スクールロイヤーによる「いじめ」についての講演を開催し、いじめ防止について意識を高めさせ、自己抑制や自己解決の力をつける。

(エ) 定期的な生徒指導委員会、教育相談部会による情報共有だけでなく、指導方針の決定、指導方針に基づく共通指導の徹底を行い、再発防止に努める。